

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 34 回）
2. 日 時	令和 6 年 12 月 13 日（金）12:30～13:30
3. 議 案	1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正の方向性について 2. 株式投資型クラウドファンディングにおける法人特定投資家への勧誘規制の見直しについて 3. その他
4. 主な内容	1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正の方向性について 事務局より、資料 1 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 受益証券発行信託の運用者に関する審査について、規則で明文化はせずに発行体の審査の一環として運用者の審査が含まれている旨を Q&A で明確化することの方針に異論はない。一般論として、証券会社におけるファンド審査については、運用者も含めたデューデリジェンスプロセスが既に整備されているかと思われるため、そうした既存のデューデリジェンス体制に基づき審査等することが定められていればよいのではないかと。 → 事務局としても、対象を特定投資家に限定していることを理由に一般的に必要と考えられる審査体制の整備を求めないという整理はしていないという前提で取り扱っていただきたい。 ➤ 取扱協会員は、J-Ships において取り扱う有価証券の区分に追加がある場合、取扱要領を改訂し、日証協に提出することとなっている。受益証券発行信託については、取扱協会員が信託財産として組み入れる資産を追加する場合に同様の手続き等が必要となるのか。 → 現時点では信託財産として「不動産、不動産に係る権利」、「有価証券」の 2 種類しか想定しておらず、そこまでの対応は不要では無いか。また、信託財産である有価証券の種類を追加等するたびに本協会への提出・確認を求めるという考え方もあるかもしれないが、そこまで細かな対応を求めると比較的自由的な商品設計が可能である受益証券発行信託を活用した商品の組成や取扱いに一定の障壁となりうるであろうし、「有価証券」は金商法に定めがあるものなので投資家保護上そこまでの必要も無いと考えられるため、現時点においてはそこまで詳細な手続は想定していない。一方で、今後、上記 2 種類以外の信託財産のニーズが生まれ、J-Ships の整備を行った後に、投資家保護の観点から、各社がどのような信託財産を組み入れた受益証券発行信託を取り扱っているのかについて投資家に予測可能性を与えるべき、という意見が出てくるのであれば、その際に必要に応じて対応を検討したい。 2. 株式投資型クラウドファンディングにおける法人特定投資家への勧誘規制の見直しについて 事務局より、資料 2－1 及び 2－2 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 資料 2－1 の 6 頁に引用されている、市場制度ワーキング・グループ報告書の「電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。」という記載について、何か対応は検討しているのか。 → 資産運用 TF への対応として 12 月中にパブリックコメントの募集開始を予

	定している「顧客からの要請に基づく場合の電話での説明」でも同じ措置が求められているが、そちらではQ&Aにて、顧客から音声通話による説明の要請があった場合でも、ウェブサイトやメールで記載している情報を超えない範囲で説明を行う旨を明確化しているので、本件もQ&Aにおいて示す想定である。 ➤ 法人特定投資家へ電話・訪問等による勧誘を行った場合であっても、申込みはネット上で行うという理解で良いか。 → 「電子申込型電子募集取扱業務」のみを行う場合には申込みはネットのみとなるが、本件規則が参照する法令上の「第一種少額電子募集取扱業務」は必ずしも申込みをネットによるものに限定はされていないので、今回も同様の整理となる。 ➤ 資料2-1の2頁において「会員（第一種金商業者）」とあるが、法人特定投資家に対して電話・訪問等での勧誘が可能となるのは、第一種金融商品取引業者のみであり、その中でも登録要件の緩和を受けた第一種少額電子募集取扱業者は措置されないという理解で良いか。 → ご理解のとおりである。 3. その他 事務局より、今般金融庁と共同で開催予定の「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」につき、資料3-1及び3-2に基づき説明が行われた。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）